

一般社団法人日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度

平成 27 年 4 月 制定

(目的)

第 1 条 形成外科領域専門医制度は、必要にして十分な能力をもつ形成外科医を認定することにより、わが国における形成外科の進歩発展とその水準の向上を図り、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(義務)

第 2 条 形成外科領域専門医は、形成外科の進歩と学会の発展のために積極的に努力し、後進の指導に尽くさねばならない。

(専門医の認定)

第 3 条 日本形成外科学会（以下学会という）は、一般社団法人日本専門医機構（以下機構という）の委託を受けて、医師であって、学会および機構の認定する施設において所定の修練を行い、形成外科領域の基本的な知識と技能を習得したものを審査の上、形成外科領域専門医有資格者として機構に報告する。

(専門研修基幹施設および専門研修連携施設の認定)

第 4 条 学会は専門医となるための修練に適した施設を専門研修基幹施設および専門研修連携施設として機構に推薦し、認定を受けた後、専門研修施設証を交付し、登録簿に登録する。

(認定細則)

第 5 条 第 3 条および第 4 条の認定に関する手続きその他を規定するために、認定に関する細則を定める。

(委員会)

第 6 条 専門医資格認定ならびに専門研修施設認定に関する業務を行うために、学会に専門医認定委員会ならびに認定施設認定委員会を置く。

(認定の取り消し)

第 7 条 理事長は別に定める細則により資格認定を取り消し、機構に報告することができる。

(専門医資格の継承)

第 8 条 本制度施行前の日本形成外科学会専門医制度において専門医の資格を有している者に対しては、専門医資格の更新に際して一定の審査を経た後に、名称を形成外科領域専門医と改称して同資格を継承するものとする。

(継承細則)

第 9 条 第 8 条の継承に関する手続きその他を規定するために別に細則を定める。

(改廃)

第 10 条 この制度の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

附 則

1. この制度は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
2. 第 3 条の機構による専門医認定は、本制度による専門研修修了者について行う。それ以前の制度による形成外科研修修了者については学会が形成外科専門医の認定を行い、専門医資格の更新に際して形成外科領域専門医としての資格継承を行う。